

とについて、再び水産庁長官に御質問いたしました。

○渡辺政府参考人 国または県が行う検査・検定制度につきましては、今後、民間でできることは極力民間に開放していくことが基本原則でございます。こういう考え方には立ちまして、今回、指定機関制度を導入いたしまして、漁船の認定と検認について民間に門戸を開くものでございました。

民間に門戸を開くということになりますと、民間の営業努力の中で、コストダウンというふうなことも期待をされますし、あるいは機動的かつ迅速な認定、検認ということも考えられます。そして何よりも、漁業者の立場に立つて、例えば土曜、日曜、ちょうど休漁しているときに認定とか検認を行ってもらえるというふうな、サービス面での向上ということが期待をされているところでござります。日数の短縮、土日その他を含めましたサービスの向上というところを目指しているものでございます。

○金田(英)委員 漁船法の改正について、主要な二点について御質問して、あとは一般的に、最後の質問ということで、今農林水産行政の中で大きく話題になっている点について、政府側の見解をただしてまいりたいというふうに思うわけです。

第一点は、今回日本が行つたセーフガード、ネギ、イグサそして生シイタケであります、WT-Oに認められている日本の正当なセーフガード、そういったセーフガードについて、事もあろうに中国側が、自動車それからエアコンそして携帯電話等々に、報復的な措置だという形で一〇〇%の関税をかけてきたということがあるわけであります。まさに感情的とも言える中国の対応でござります。

そういったことで、日本のセーフガードは、関税割り当てということで、一定の量のものについては旧関税を適用しているわけであります。しかし、中国の報復措置、こういったものが許されるかどうかについては後でまた質問させていただきます。

ますが、こういった、一台目の自動車からもう一

〇〇%の関税を日本にだけ、ほかの諸外国はそれとして、日本にだけこういった報復関税をかける

という、こういう中国の対抗措置については、日

中間で最惠国待遇がうたわれております日中貿易協定、昭和四十九年六月の日中貿易協定の最惠国待遇に違反しているのではないか、日本にだけそ

ういった不利益な措置を講ずるというような中国の措置について、日中貿易協定に違反していると私は考えるわけであります。その点について外務省の見解をただしたいと思います。

○横田政府参考人 委員の御指摘のとおりでござります。

日中貿易協定は、第一条におきまして、最惠国待遇の相互供与ということをお約束しておるわけ

でございますから、したがいまして、日本の産品のみをねらい撃ちにした形の措置を中国側がとる

ということは、これは明らかに日中貿易協定違反

ということになります。

○金田(英)委員 そういった日中貿易協定に違反

している中国のこの報復措置について、外務省と

してはどのような警告と申しますか、注意と申

しますか、異議を申し立てているのか、その点に

ついてはどうなっているでしょうか。

○横田政府参考人 中国側は、こういう報復措置

をとるという方針を、今月の十八日であったと思

いますけれども、伝えてまいりまして、それから

さらに、具体的に、今委員御指摘になりました一

〇〇%の特別関税という措置をとるということにつきまして、二十一日の夕方だったかと思います

けれども、発表したわけでございます。

これに対しましては、先ほど申しましたよう

に、日中貿易協定違反であるということは明らか

でございますし、また我が国がセーフガード措置

としてとりましたものは、これは中国をねらい撃

ちにしたものではないわけで、かつWT-Oルール

に従つて請々ととつてきました。しかも中国側の立場

がら中国側がとつた措置といふものは、これはまことに遺憾であるということで、直ちに中国側に

は大使レベルで抗議をしております。かつまた、その後も、さまざまなルートでこの問題を提起し、中国側に強い遺憾の意を表明してきておるわ

けでございます。

○金田(英)委員 問題を複雑にしているのは、国連の安全保障常任理事国でありながらWT-Oに入

っていない中国の立場というのが問題を複雑にしているわけであります。我々のセーフガードにつ

いてはWT-O上正当な措置なのだと、だからこれを守るべきだということあります。この問題の中国が、WT-Oにいまだ加盟していない、今加盟手続中の国であるということが問題を複雑にしているわけであります。

中国が、WT-Oに加盟していれば、WT-Oに加盟する手続中だ、まだ加盟していないのだから、WT-Oに中国が加盟しているのであれば、WT-Oに違反する、協定違反だということ、こ

ういう報復措置はWT-Oで禁じられていると思うのであります。そういった中で中国が、今WT-Oに加盟する手続中だ、まだ加盟していないのだから、そういうWT-O上のルールは完全に無視して

いいのだというような立場だとすると、中国がこれから国際社会の中でWT-Oに加盟していく、

そういった中で国際ルールに従つて諸外国とつき合つていこうというような形だとすれば、大きないろいろな問題を含んだ中国の対応だと言わざるを得ないのであります。

また、ODA等々についても党の部会でもいろ

いろ議論があるわけであります。中国に対しては、日本はODAについて、十二億二千五百万ドルの円借款を含め、いろいろなODAを供与して

いるわけであります。日本円にして約千五百億円

ですが、二千億とも言う人がいますけれども、それだけの中国に対する供与についても、いろいろ

とこれから問題視していかなければならぬといふ考え方もあると思います。しかし、いずれにし

ても、この問題の解決は、中国との間でよく話し合つて、この問題をよく整理して、説得し、そ

うことで何らかの解決策を考えいかなければ

にこれから加盟して、国際社会の一員としてやつていくのだということで、直ちに中国側に

復措置はとれないはずでありますし、もしとれるとしても、ジュネーブのパネルに行って、日本のセーフガードについて異論を申し上げる、紛争処理手続に従つてやっていくふうになると思

うのです。

現実に中国がこういつた報復措置を発動した以

上、それを黙つて見てはいるしかないというような措置については我々納得ができないわけであります。もう十年以上中国のWT-O加盟の問題とい

うのは議論をされてきておりますけれども、さま

まだWT-Oの加盟国になつていいわけでござい

ます。もう十年以上中国のWT-O加盟の問題とい

うの見解を賜りたいと思います。

○横田政府参考人 委員御指摘のとおり、中国は

まだWT-Oに加盟していないわけでござい

ます。もう十年以上中国のWT-O加盟の問題とい

うのは議論をされてきておりますけれども、さま

ざまな問題がございまして、国際的なコンセンサスというものができ上がりにくいという状況に

あるわけです。しかし、比較的近いうちにWT-Oのメンバーになるであろうということは言われて

いるわけでござります。

WT-Oに加盟をすれば当然WT-Oの協定上の義

務を守らなければならぬということは、これは

言うまでもないことでござります。他方、WT-Oのメンバーになりたいと申請をし、かつそのための国際的な協議が行われている、そういうとき

に、単にWT-OのメンバーでないからWT-O協定上の義務を果たす必要はないという論拠は、法的

には可能かもしれませんけれども、政治的な要素その他を考えれば、それが適切な論点であるといふには私には思えないということございま

す。

そういう状況の中で、では、WT-O協定という

その枠組みの中で中国に対して現在の時点でど

うなことが言えるかについては、これはおのず

から限度があると思います。しかし、いずれにし

ても、この問題の解決は、中国との間でよく話し合つて、この問題をよく整理して、説得し、そ

うことで何らかの解決策を考えいかなければ

ならない、こういうふうに考へておられるわけでござります。

○金田(英)委員 ネギ、生シイタケ、イグサについて日本がセーフガードを発動した、今度は中国が自動車、エアコン等々で、まさに違う産業分野で対抗措置を講じてきたというようなことで、何で農業のために自動車業界がこんな被害をこうむらなきやならないのかというような形で、業界が違うというような形で、国内でいろいろな論議が出てるわけであります。

例え、日経連の奥田会長は、二十日の記者会見でこんな発言をしております、日本人同士が足のけり合いをしているようなものだと。政府の通商政策を批判するというような状況が出てきているわけであります。

業界が違います。確かに、農林水産物のセーフガードの報復措置として自動車、エアコン業界が被害をこうむるというようなことで、ここは業界間、国内の業界の利害がばらばらになつていくと、いうような事態が出てきているわけです。日経連のこのような対応というのは、けり合いをしていよいよなものだと、いうようなことで、ここは業界を統一する上で極めて不都合な対応だらうというふうに思います。

我々は、日本の農業を守るためにしっかりと正当な権利を使っているわけでありまして、こんなセーフガードはやめるべきだつたといふよう、他業界からこんな批判が出てくることについては、我々極めて遺憾であります。農林行政をもつと他産業にも理解していただく必要があると、こういった日経連の対応等々で国内でいろいろと物議を醸すような状況が出てくるということはまことに遺憾であります、この点についての、私の尊敬する農林水産大臣の御見解を賜りたいと思ひます。

○武部国務大臣 ネギ等三品目に係る暫定措置につきましては、WTOセーフガード協定等に基づき実施したものでありまして、これは適正な措置

であるというふうに考へておられるということは、金田先生御主張のとおりでございます。このことは、金田先生御主張のとおりでございます。

ただいま横田局長の説明にもありましたとおり、WTO協定から見ても、日中貿易協定から見ても、決して正当化し得ないものであります。極

めて遺憾であります。このため、我が国政府としては、中国側に対し、本件対抗措置の撤回を強く求め、一方、セーフガード措置に関しては、両国間の協議を通じて解決を図るべく、問題解決に資する建設的な対応を強く求めることにいたしております。

このようなかで、今の奥田日経連会長の記者会見においての発言について、私は、新聞報道は承知しておりますけれども、具体的な発言の内容について承知しておりません。というよりも、むしろ信じがたい発言だな、そういう印象でございました。

いずれにいたしましても、先ほど来金田先生もお話しのとおり、今回の三品目の暫定措置につきましては、これは輸出国に対しても十二分に配慮いたしまして、過去三年間の輸入実績の平均、これまでには従来同様の関税で輸入を認めていたわけでありまして、この辺のところがマスコミ等でも正確に報道されていない、そういう節を禁じ得ません。

これは我々も、国民の皆様方に対しても、消費者の皆様方に對しても、よく説明しなければならない、このように考へておるところでございませんが、いまだこの実績に至っていないわけであります。

何か国民の間には、知らない人々の間には、中国を初め、この三品目については全く輸入できなんじやないか、向こうからすれば輸出できないのではないか、日本が輸入を認めていないかのようないふうに思つておるわけであります。こういった日経連の対応等々で国内でいろいろと物議を醸すような状況が出てくるといふことはまことに遺憾であります、この点についての、私の尊敬する農林水産大臣の御見解を賜りたいと思ひます。

○武部国務大臣 ネギ等三品目に係る暫定措置につきましては、WTOセーフガード協定等に基づき実施したものでありまして、これは適正な措置

言つておりました。だけど奥さん、ネギなど相当値上がりしていますかと言つたら、いや、それほどではないですね。こういうことなんですよと

いう説明をしましたら、ああ、そういうことなんですかといふお話をございまして、話せばわかるといいますか、よく説明すれば理解がいただけます。

中国側がこのような対抗措置をとつたことは、ただいま横田局長の説明にもありましたとおり、WTO協定から見ても、日中貿易協定から見ても、決して正当化し得ないものであります。極めて遺憾であります。このため、我が国政府としては、中国側に対し、本件対抗措置の撤回を強く求め、一方、セーフガード措置に関しては、両国間の協議を通じて解決を図るべく、問題解決に資する建設的な対応を強く求めることにいたしております。

このようなかで、今の奥田日経連会長の記者会見においての発言について、私は、新聞報道は承知しておりますけれども、具体的な発言の内容について承知しておりません。というよりも、むしろ信じがたい発言だな、そういう印象でございました。

いずれにいたしましても、先ほど来金田先生もお話しのとおり、今回の三品目の暫定措置につきましては、これは輸出国に対しても十二分に配慮いたしまして、過去三年間の輸入実績の平均、これまでには従来同様の関税で輸入を認めていたわけでありまして、この辺のところがマスコミ等でも正確に報道されていない、そういう節を禁じ得ません。

これは我々も、国民の皆様方に対しても、消費者の皆様方に對しても、よく説明しなければならない、このように考へておるところでございませんが、いまだこの実績に至っていないわけであります。

何か国民の間には、知らない人々の間には、中国を初め、この三品目については全く輸入できなんじやないか、向こうからすれば輸出できないのではないか、日本が輸入を認めていないかのようないふうに思つておるわけであります。こういった日経連の対応等々で国内でいろいろと物議を醸すような状況が出てくるといふことはまことに遺憾であります、この点についての、私の尊敬する農林水産大臣の御見解を賜りたいと思ひます。

もう一点、今問題になつているのが、韓国のサンマ漁についてであります。

この点について、北方四島の帰属について、日

口間でしっかりとこの問題を解決して日口の平和友好条約を締結するというのが日本、ロシアの大好きな外交課題であります。そういう外交課題と

して、この問題については世界じゅうの人たちが、あの北方四島は日口間の紛争地域であるというようなことが理解されているはずであります。

昨年の十二月十日、韓口漁業協定で、北方四島の水域で韓国サンマ漁船が操業することが韓国、ロシア間で合意されたわけであります。その後水産庁がどんな対応をとつてきたのか、そのことについてまずお伺いします。

○渡辺政府参考人 北方四島は我が國固有の領土でございます。そして、その周辺水域は我が国の水域でございます。この水域につきまして、韓国、ロシア両国政府が、政府間の合意によつてサンマ漁業に関する合意をしたということは、北方四島周辺水域の主権的権利を損なうものでございます。

○渡辺政府参考人 北方四島は我が國固有の領土でございます。そして、その周辺水域は我が国の水域でございます。この水域につきまして、韓国、ロシア両国政府が、政府間の合意によつてサンマ漁業に関する合意をしたということは、北方四島周辺水域の主権的権利を損なうものでございます。

この点について、また外務省についても、政府の方針をしっかりと自信を持って堅持して、こういった報復措置に対抗していくようとに申しますか、しっかりととしたスタンスで事に当たつていただきたいということを申し上げさせていただきます。

この件は、現象的には漁業問題でござります